

定期総会記念シンポジウム

# 職場参加からさぐる地域共生

一障害福祉サービス参入から5年・越谷市障害者地域適応支援事業から22年のいまをみつめる

主催：NPO 法人障害者の職場参加をすすめる会（代表理事・尾谷英一）

〒343-0023 越谷市東越谷 1-1-7 須賀ビル職場参加ビューロー世一緒内

048-964-1819 (TEL&FAX 要9回コール) [shokuba@deluxe.ocn.ne.jp](mailto:shokuba@deluxe.ocn.ne.jp)

# 資料集

6月18日(日) 14:30-16:30 受付 14:20~ 越谷市中央市民会館5階2,3会議室  
会費(資料代): 会員 500円 非会員 700円 手話通訳有 後援: 越谷市 春日部市



# 定期総会記念シンポジウム 「職場参加からさぐる地域共生」

## 資料集

シンポジウムの趣旨		1
就労継続 B 型せんげん台利用者の事例から	谷崎 恵子	2
就労定着支援事業の関りから	松尾 晃史	5
計画相談支援事業所からの「職場参加」の課題	沖山 稚子	10
法人全体としての「職場参加」のかたち	日吉 孝子	12

# 総会記念シンポジウム2023

## 「職場参加からさぐる地域共生」

一障害福祉サービス参入から5年・越谷市障害者地域適応支援事業から22年  
いま発信し考えあう

シンポジスト: 谷崎恵子さん(せんげん台世一緒サービス管理責任者)  
松尾晃史さん(同就労定着支援員)  
日吉孝子さん(障害当事者、当会理事・本部事務局員)  
沖山稚子さん(相談支援事業所せんげん台世一緒所長)

コーディネーター: 朝日雅也さん(埼玉県立大学名誉教授)

6月18日(日) 14:30-16:30 受付14:20~  
越谷市中央市民会館5階2,3会議室  
会費(資料代): 会員500円 非会員700円

手話通訳有 後援: 越谷市、春日部市

### シンポジウムの趣旨

超高齢社会—「自力では動けなくなった自分をご近所の目にさらしたくない」そんな気持ちをこえて  
家前の道に出られるか? 地域共生はその一歩から始まるといいます。

障害のある子が近所の学校で学ぶこと、障害のある人の「職場参加」もそんな一歩です。ただ学校  
は義務教育で公立が主ですが、職場は民間が主。雇用の可否は雇用主が決めます。その中で、地域  
の多様、多重な関係を活かし、職場で出会い共に働くつきあいを編んでゆく取組が「職場参加」です。  
シンポではその実際を報告し、考えます。

その時の学校や職場の他の人々のかかわり方が、地域共生の財産になっていきます。そして支援  
サービスが特定の個人を支えることから関係を支えることへ変わってゆく時、社会は変わります。

越谷市は2001年に障害者地域適応支援モデル事業を実施し、翌年から現在まで職場参加を応援  
してきました。

「職場参加」とは、一般就労やA型での雇用は困難とみなされる人も含め、さまざまな障害者が職場  
に参加し共に働くこと、またその参加を通して職場・地域の障害のない人々が一貫して職場参加に取り  
組むことです。

会設立以来の20年間、当会の事業所「せんげん台世一緒」立ち上げ以来5年間の実績や時代状  
況、課題を明らかにし、地域共生のいまを考えます。

主催: NPO 法人障害者の職場参加をすすめる会(代表理事・尾谷英一)

〒343-0023 越谷市東越谷1-1-7 須賀ビル職場参加ビューロー世一緒内  
048-964-1819(TEL&FAX 要9回コール) shokuba@deluxe.ocn.ne.jp

# 職場参加からさぐる地域共生

## 就労継続支援 B 型事業所せんげん台「世一緒」の利用者の事例から

サービス管理責任者 谷崎 恵子

### 事例 1

就労移行に来て最初のころに精神面で落ちてしまい、出て来られなくなった。その後コロナが流行したことで電車に乗ることができなくなり、さらに一緒に暮らしていた祖母が高齢による身体の衰え、認知症、徘徊と言う目を離せない状態が続いた。そんな中でも越谷市障害者地域適応支援事業に参加して実習を行った。企業側は就労前提の実習をその後受け入れてくれたが、家庭の事情もあり精神的に不安定な状態になり実習もできなくなっていた。それでも就労して自分の働いたお金で暮らしたいという気持ちがあり、就労移行を 2 回、2 年間延長した。4 年目後半、祖母が亡くなったことでまた落ち込んでいたが、ようやく精神的に安定し、家から近いし、知っている人たちがいると言うことで、再開した越谷市障害者地域適応支援事業に参加し、前回と同じ企業で実習させていただいた。

この取り組みが全国 1500 店舗で行われたコンクールで大賞を受賞した。

今回も就労前提の実習を続けて受け入れていただいている。決まると超短時間就労になるので、引き続きせんげん台「世一緒」の利用を市と相談しなければならない。

本人の良い時も悪い時も知っていて、受け入れてくださる企業に対してはとても安心感がある。

### 事例 2

地元の普通学校を卒業した。そこには将来、親亡き後も施設ではなく一緒に育った人たちがいる地域で暮らして行ってほしいと言う親の願いが込められていた。

いじめられたり、心無い言葉を浴びせられたりすることがあったが、一方でかばって見方をしてくれる友もいた。

そんな人たちが定年になってまた地元に戻って来た時に息子の事を気にかけてくれて、この地域で一緒に暮らしていけないものかと思いつけている。

コロナの影響で中止されていた越谷市障害者地域適応支援事業が 22 年度再開された。

そこに参加した企業から雇用前提の実習を勧められたが、あまりうれしくなさそうな反応だった。それでも実習をやってみた。やはり本人はいやそうだったので何が嫌なのかを親御さんから聞いてもらったと

ころ、土、日に参加しているソフトボールや卓球バレーに参加できなくなるのではと心配して嫌だと言っていたことが分かった。

土、日は休みだから大丈夫と伝えるとようやく笑顔になって、就労することを納得した。

企業側は動作がゆっくりで指示がないと動けないが、安全面では安心だ。断る理由はないと受け入れてくれた。

これまでもだが、これからも仕事のない土、日は地域のスポーツチームの活動に支えられて、充実した暮らしを送ることができるだろう。

### 事例 3

特別支援学校にほとんど通えずに卒業してせんげん台「世一緒」に通い始めた。

他の人と同じ作業を続けることが難しく、事業所の中を独り言を言いながら行ったり来たりを繰り返す毎日だった。

ある時、電話が好きで家に何台も所有していることが分かった。

好きなことが生かせる仕事は？と言うことでお弁当の電話注文を受ける仕事をやらせていただくことになった。

しかし注文は朝の 1~2 時間で終わり、それが週 2~3 日の超短時間就労。

仕事が終わった後やない日は毎日家にいるのか？と、市と話し合い B 型の利用が認められた。

昨年から自分でフェイスブックを、最近はインスタグラムを始めて、せんげん台「世一緒」の活動や自分の仕事の様子を発信している。

現在もせんげん台「世一緒」の B 型を利用中だが、最近、電話の解体作業をしている B 型事業所があるとの情報を得て時々体験させていただいているようだ。

越谷市は B 型の併用が認められているので、互いの事業所の特徴が利用者にとってプラスになるのなら、協力して本人を支えて行けるようにと話している。

昨年から世一緒で知り合った人が、自分の友人たちと月に 1 回開催しているおしゃべり会にも参加して、地域生活の場を広げている。

## まとめ:就労支援の現場から

せんげん台「世一緒」の利用者のほとんどは重度や重複の障害がある人たちである。

まず家から出て来るところから、週1日、2日3日と日数を増やして行き、調子が悪くなるとまた0に戻る、という繰り返しに時間をかけなければならない人。

コミュニケーションが難しく、なかなか意思確認が難しい人。

じっと座って同じ作業を続けることが難しい人。

それでも、短時間ならできる。好きな電話の仕事ならできる。指示があれば動ける（自分からは動かないので安全と言える。）。

というように、良い面やできることを生かした仕事や職場環境との出会いがあれば、多様な形での就労は可能だと言える。

地域適応支援事業を引き受けてくださる事業所での実習や独自の職場実習を重ねて様々な体験をすることが大事だと言える。

そしてこの人たちの地域生活は、市民の様々な活動に支えられている。

土、日のスポーツチームでの活動、世一緒で夕食を食べながらのおしゃべり会、毎週水曜日午後の情報交換会、就労した人たちがフラッと立ち寄ってするおしゃべり。

就労した後の様々な問題を相談できる、就労定着支援。

超短時間就労なら、仕事の無い日や仕事後のB型利用。

また、市はB型の併用を認めているので、独自のプログラムを行っていてそれが本人に合っているのなら、B型事業所同士が協力して支援していくことも大事かもしれない。

以上のように、就労移行の2年間という枠の中では就労が難しい人達でも、時間をかけて実習や職場との出会いを重ねることによって就労に繋がる例はたくさんある。

今後施設ではなく、地域で暮らしていく人たちと共に、職場生活だけではない暮らし、親の高齢化問題や親亡き後の暮らしを、一緒に考えていかなければならないだろう。

福祉サービスの利用だけではまかないきれない部分を補うためには、周りに気にして声をかけてくれる人を作ることも大切なことだろう。ほかの福祉サービス事業所と連携して支え合っていくことも必要だろう。

就労支援とはいえ、「就職したらゴール」ではない。

# 就 労 定 着 支 援 事 業 の 関 り か ら

松 尾 晃 史

## 厚労省の文書では

就労定着支援の趣旨就労定着支援については、就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着のための支援の義務（・努力義務）期間である6月を経過した後、引き続き就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴う環境変化により生じた日常生活又は社会生活上の課題解決等に向けて必要な支援を行う障害福祉サービスである。また、就労定着支援は通常の事業所で雇用された障害者を対象に行う障害福祉サービスであることから、就労定着支援事業者は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の基本理念についても理解した上で、適切なサービスを提供することが望ましい。

障害者雇用促進法第4条の基本理念において、「障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない」と定められている。これらを踏まえ、就労定着支援の個別支援計画においては、支援期間において、障害者の職業人としての自立に関する課題を明確にした上で、課題を解決するための具体的な支援方針・内容を整理するとともに、例えば、当該企業における雇用管理の課題への対応、障害者の疾病管理の課題に関する対応など、就業面や健康面の支援が必要である場合等においては、他の関係機関と連携して支援する等、計画的に支援に取り組むことが重要である。

（障発0330第1号令和3年3月30日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 発信文書一部を抜粋）

## せんげん台「世一緒」で行っている就労定着支援の心構えや考え方。

### ○訪問時間

- ・ノーコンタクトの訪問は原則しない。
- ・遅刻はもつてのほか、早すぎる訪問も相手に迷惑である。

### ○職場訪問時の身だしなみ、言葉使い

- ・身だしなみは、大事である。
- ・恰好から相手に良い印象を与えることが必要である。
- ・当事者や訪問先の方の会話での言葉使いは大事で、常に頭の中で汗をかきながら言葉を選ぶ。
- ・そのことで、信用を得ることができ、後々起ったトラブルや次の就労に良い影響を与える。

### ○当事者との面談

- ・会話での言葉使いは大事で、常に頭の中で汗をかきながら言葉を選ぶ。
- ・会話中は眼、顔、身体や言葉使いの変化や動きを常に見続ける。

○福祉と事業所の両面から考える。

- ・当事者の特性と職場環境の両面を踏まえた支援を考える。
- ・福祉だけを前面に出さない。
- ・給料をもらっているからには、給料分の仕事をする。
- ・ノーワークノーペイが原則である。

○職場での就労場面だけにとらわれない。

- ・勤怠の影響が日常の生活面から派生していないのか、余暇活動等にも常に気を配る。
- ・生活面の支援も大事である。

○離職を恐れない。

- ・仕事が出来ないなら辞めるしかない。
- ・しがみつ়くことはしない。

- ・双方(家族も含め)が納得できるよう調整を図る。

- ・離職後も当事者が次にチャレンジできる道筋を作り、支援者と離職先とのパイプを残せるよう出来る限り円満にすすめる。

○本人だけでなく出来る限り家族とのコミュニケーションもとる。

- ・職場の様子や会社との面談内容を家族に報告する。

- ・家庭からの情報を得ることも大事である。

○面談など依頼の要望は常に聞く。

- ・当事者、家族、職場から面談や訪問の要望があった場合は常に優先をするように心掛ける。

- ・当事者、家族、職場サイドから困りごとや不安が語りやすいように心がける。

## 厚労省の部会の資料から

就労定着支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして平成 30 年 4 月から実施されています。

環境の変化で体調が崩れ遅刻や欠席が増えたり、居眠りをしてしまったり、身だしなみが崩れてしまうことがあります。せっかく給料を貰ってもお金の管理ができず生活に支障が出てしまったり、何かあったときの対処法が分からず 1 人で抱え込んでしまったりするケースもあります。こうした困りごとへのサポートを行い、長く働き続けられるようにするのが就労定着支援

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

# 計画相談支援事業からの「職場参加」の課題

沖山 稚子

就労支援やケアマネの職歴を活かした社会福祉士（沖山・阿久津）の二人体制で実施している。「断らない、早く対応する」がモットー。2021年に「障害児」の相談支援事業の開設を準備したが、指定を受けるに至っていない。

2019.3から2023.3までの業務取扱い実績は「総会議案書」P5のとおり（障害種類は主とした障害で区分）定着支援\*の「サービス計画」作成に関し、不適切な処理があったことを市役所に報告し、再発防止を伝えた。

★市役所から「指導事項及び改善報告書（5.30付け文書）が届き、指定特定相談支援事業所「世一緒」は、6.14に越谷市及び春日部市に「過誤申立て依頼書」を提出し、不正に取得した給付費の返還処理を終えた。

## 2023年度業務計画

### (1)研修受講とバックヤード業務の強化

「指定特定相談支援事業所“世一緒”を開始して5年目になり、今年度は埼玉県の「相談支援員現任研修」の受講が義務となっている。併せて、これまで不十分な取り組みだった“バックヤード業務”（事務処理や書類整理、実地指導準備等）に注力し、相談支援の周辺業務を整える。

### (2)「困難ケース」を巡り、連携と対応策の検討

令和5年10月以降に東西南北に基幹相談支援センターが位置づけられ、各相談支援事業所は「困難ケース」に関し連携対応することになる。今後どのようなかたちで連携するのかを見越して、これまでに対応した相談事例から具体的に対応策を検討する。

### (3)NPOの理念の具現化への工夫

「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり」という理念を達成するため、相談支援事業では、障害福祉サービス等の利用調整にとどまらず、地域にあるさまざまなモノやサービス等の情報収集に努める。それらを相談利用者に情報提供し活用することで、それぞれが望む暮らしの実現や地域活動への参入が図

れるよう相談支援する。

さらに、「短時間就労」「超短時間就労」の協力事業所の情報収集・開拓に努め、利用者が情報疎外の状況で特定の「福祉サービス」の中に囲い込まれることがないように目配りする。

一方では、法定雇用率が上がり続けることに連動して拡大すると想定される「障害者雇用代行ビジネス」「官公庁のチャレンジ雇用」について学習を深め、社会環境の変化や利用者の選択肢を増やすという視点をふまえ、その是非について「指定特定相談支援事業所“世一緒”」として一定の見解をもつことをめざす。

#### (4)利用者同士の情報交換（ホームカミングデー）の検討

前述したような「困難ケース」が孕んでいる課題は、それぞれの利用者に共通するものもあり、利用者同士が情報交換する場を設けることを検討し、それぞれが利用している福祉サービスや社会資源情報も相互に共有できることをめざす。利用者同士の口コミ（評価）に注目し、既存の社会資源にない「生き方の工夫」を共有できるよう努める。

困りごとや不満、要望を表出しにくい利用者の（表出されない）ニーズをつかむ場として情報交換の場を模索し、給付費の請求外業務であるが、モニタリングの工夫として実績を重ねる。特に、事業所におけるスタッフによるハラスメントが発生していないか、いじめ・排除が横行していない課に注意を払い、訴えやすい面談場面を工夫する。

# 法人全体としての「職場参加」のかたち

日吉 孝子（理事、本部事務局員）

## 1. 職場参加をすすめる会の取り組み

本部事業と 委託事業（2005～2014） / 障害福祉サービス事業（2018～）という車の両輪

委託事業：埼玉県独自の市町村就労支援事業・越谷市独自の地域適応支援とピアサポート

障害福祉サービス：職場参加のための就労移行支援事業～B型との多機能～B型事業

相談支援事業

## 2. 本部事業：1) 障害者当番スタッフ

2) グループワーク（他施設とも共同作業） →2023年5月終了

3) ピアサポート研究会

（+委託事業時：仕事発見ミッション）

障害福祉サービス事業、相談支援事業実施以後：

1) すいごごカフェ（第4週はせんげん台主体）

2) たそがれ世一緒（帰宅途中、高齢、ひきこもり含むおとな食堂）

3) 生活クラブ越谷地域協議会、わら細工との連携：

うんとこしょ会議参加（介護人派遣事業の地域普及かねて）

4) ほかに従来からの水辺の市、花火大会、市民まつり、産業フェスタへの関わり

## 3. コロナ禍の下で働く障害者たちの声

・A：同僚障害者（家族）より時短要請あり、希望しないのに時短、給料減⇒元通りの勤務を希望し認められたが、休業給付金は事業所の手間を思い申請あきらめ

・S：体調悪く職場で時々休憩させてもらっていたら、勤務日数をカットされる

・・・数合わせで雇い入れはしたが「不要不急」な存在であることが、コロナ禍で露呈

## 4. 自身の体験、気づき（時代の変遷による「障害者就労」及び「支援」の変化も含め）



## たそがれ世一緒

(東越谷:毎週木曜)



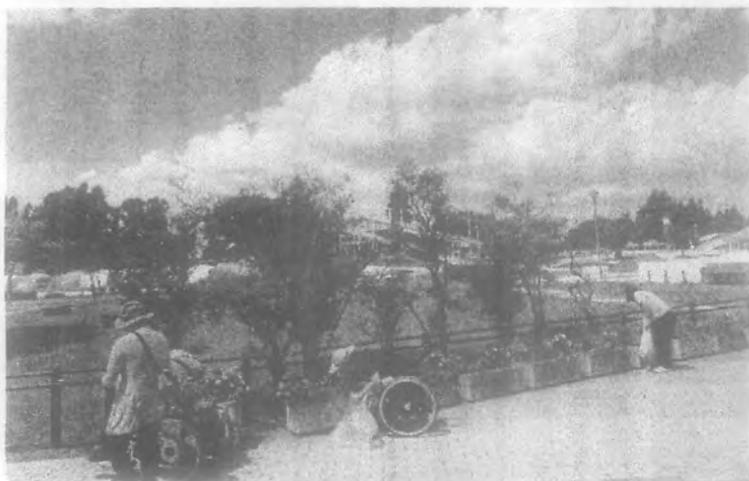
## 越谷水辺の市(裏方)

(東越谷:毎月第2火曜)



## うんとこしょ 介護人 養成講座

(東越谷:不定期/生活クラブ越谷ブ  
ロック地域協議会、ケアシステムわら  
細工と共催)



## 水上公園花壇整備共 同作業

(東越谷主催・せんげん台他市内各施  
設参加:通年/2007~2023.5 実  
施し事業終了)



## 越谷花火大会夜店

(年1回)



## 総会記念シンポ、 共に働く街を創る

つどい(毎年6月、12月)



## 共に働く街をめざ す自治体提言

(3市八毎年1回)



## こしがや産業フェ スタ、市民まつり 出店(毎年1回)



## 世一緒当番会議

(東越谷:第1水曜)



## すいごごカフェ

(東越谷:第4以外の毎週水曜)

/第4はせんげん台)



## Love Shirakobato プロジェクト

(東越谷:毎週金曜)

